

各位

全4ページ
登録速報(2024-060)
2024年 2月28日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部 普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。
適用拡大登録年月日：2024年2月28日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第23102号

名称：ファンタジスタ顆粒水和剤

2. 変更の内容

農薬登録申請書第7項を次のとおり変更し、別紙1【変更後】のとおりとする。

- ・作物名「茶」に適用病害虫名「褐色円星病」を追加する。
- ・作物名「なす」に適用病害虫名「褐紋病」を追加する。
- ・作物名「キャベツ」に適用病害虫名「株腐病」を追加する。
- ・作物名「にら」に適用病害虫名「さび病」を追加する。
- ・作物名「ねぎ」に適用病害虫名「小菌核病」を追加する。
- ・作物名「オクラ」に適用病害虫名「灰色かび病」を追加する。
- ・作物名「たまねぎ」の適用病害虫名「灰色腐敗病」に使用方法「5分間苗根部浸漬」を追加する。
- ・作物名「たまねぎ」のピリベンカルブを含む農薬の総使用回数を「5回以内（定植前は1回以内）」に変更する。

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

(1) 農薬登録申請書第8項中1)を変更、6)を追加し、以降を繰り下げ別紙2【変更後】のとおりとする。

【変更後】

1) 用量に合わせ薬液を調製し、使い切ること。

【追加】

6) カラー及び花はすに使用する場合は、湛水状態で使用しないこと。また、使用后14日間は入水しないこと。

(2) 農薬登録申請書第9項中2)を変更、3)を追加し、別紙2【変更後】のとおりとする。

【変更】

2) 本剤は皮膚に対して刺激性があるので皮膚に付着しないよう注意すること。付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とすこと。

【追加】

3) 使用の際は不浸透性手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。

(3) 農薬登録申請書第10項に以下を追加し、別紙2【変更後】のとおりとする。

【追加】

3) 浸漬後の薬液は、河川等に流さず、水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

別紙 1

7. 適用病害虫の範囲及び使用方法

【変更後】（変更する作物のみ抜粋）

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ピリベンカブを含む農薬の総使用回数
<u>茶</u>	新梢枯死症 炭疽病 輪斑病 <u>褐色円星病</u>	3000 倍	200～ 400L/10a	摘採 7 日前 まで	1 回	散布	1 回
<u>なす</u>	うどんこ病 褐色円星病 すすかび病 ガリウム立枯病 <u>褐紋病</u>	2000 倍	100～ 300L/10a	収穫前日 まで	3 回以内		3 回以内
	褐色斑点病 菌核病 黒枯病 灰色かび病	2000～ 3000 倍		収穫 3 日前 まで			
<u>キャベツ</u>	菌核病 灰色かび病	2000～ 3000 倍					
	黒斑病 根朽病 <u>株腐病</u>	2000 倍		収穫前日 まで			
<u>にら</u>	白斑葉枯病 褐色葉枯病 <u>さび病</u>	3000 倍		収穫前日 まで			
<u>ねぎ</u>	黒斑病 さび病 葉枯病 小菌核腐敗病 <u>小菌核病</u>	3000 倍		収穫 7 日前 まで			
<u>オクラ</u>	葉すす病 <u>灰色かび病</u>	2000 倍	収穫前日 まで				
<u>たまねぎ</u>	灰色かび病 小菌核病	2000～ 4000 倍	100～ 200L/10a	収穫前日 まで	5 回以内	散布	<u>5 回以内</u> <u>(定植前は</u> <u>1 回以内)</u>
	<u>灰色腐敗病</u>	2000～ 3000 倍					
		<u>1000～</u> <u>2000 倍</u>	＝	定植直前	<u>1 回</u>	<u>5 分間苗根</u> <u>部浸漬</u>	

別紙 2

8. 使用上の注意事項

【変更後】

- 1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使い切ること。
- 2) 散布量は、対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせて調節すること。
- 3) なすに使用する場合、高温条件下で果実に薬害を生じるおそれがあるので使用をさけること。
- 4) トマトの施設栽培で施設内が高温多湿な場合は、薬害を生じるおそれがあるので、散布後十分に換気をおこなうこと。
- 5) スイトピーへの散布は薬害を生じるおそれがあるのでさけること。
- 6) カラー及び花はすに使用する場合は、湛水状態で使用しないこと。また、使用后 14 日間は入水しないこと。
- 7) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかかからないようにすること。
- 8) 適用作物群に属する作物またはその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- 9) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

9. 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

【変更後】

- 1) 本剤は眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。使用後は洗眼すること。
- 2) 本剤は皮膚に対して刺激性があるので皮膚に付着しないよう注意すること。付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とすこと。
- 3) 使用の際は不浸透性手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。

10. 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

【変更後】

- 1) 水産動植物（魚類）に影響を及ぼすので、養魚田では使用しないこと。
- 2) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。
- 3) 浸漬後の薬液は、河川等に流さず、水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

以上